

富山市ひとり親家庭等家賃助成事業補助金交付申請書

（宛先） 富山市長

申請者 住 所
氏 名
連絡先（携帯） — —

富山市ひとり親家庭等家賃助成事業補助金の交付を受けたいので、富山市ひとり親家庭等家賃助成事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

なお、申請を行うにあたり、市長が申請者の市税の課税・納税状況、住宅扶助・生活困窮者住居確保給付金の受給状況、児童扶養手当受給資格及び富山市ひとり親家庭等医療費受給資格について調査し補助金の交付の決定に必要な情報を得ることに、同意します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 添付書類 別紙のとおり

3 振込先

金融機関	銀行・信用金庫・信用組合 農協・その他（ ） 店						
預金種目	普通・当座・（ ）						
口座番号							
フリガナ							
口座名義							

※本人口座以外に振込を希望される場合は、下記の委任状も併せて記入してください。
本件に係る金額の領収に関する一切の権限を下記のものに委任します。

受任者 住所 _____
氏名 _____

事務処理欄	
番号	回数

別紙 1

提出書類一覧及び確認事項

1 交付の申請に必要な添付書類（以下の内容を確認の上、提出してください）

提出図書	内容	確認欄 (✓を記入)
申請内訳書【別紙2】	申請概要	
賃貸借契約書の写し（約款も含め契約書一式）	賃貸借契約が自己名義であり、賃貸借契約相手先及び契約内容がわかるもの ・賃貸借契約期間が交付対象期間中のもの（契約更新した場合は、更新後の契約書を含む） ・ひとり親等に該当する前に契約している場合、賃貸借契約期間の開始日が、ひとり親等に該当した日の6月前以降であること	
児童扶養手当証書又は富山市ひとり親家庭等医療費受給資格証の写し	ひとり親等の要件を証する書類	
所得・課税証明書又は非課税証明書等（原本）	申請者及び同居する者の最新年度の所得を証する書類とし、申請時点で満18歳以上の者全員分（所得の合計を12で除した額が44万5千円以下であること）	
市区町村税の納税証明書（原本）	概ね1か月以内に取得した最新年度のものとし、申請者の税の滞納がないことを証する書類	
賃料支払証明書（原本）等	交付対象期間中の家賃を支払ったことを証する書類	
給与明細の写し等	交付対象期間中の給与支払者による住宅に関する手当を証する書類（交付対象期間中に就労している者全員分）	
住居費に関する補助金の交付決定通知書の写し等	交付対象期間中の官公庁による家賃に関する補助等を証する書類（補助等を受けていた場合のみ）	
生活保護決定通知書等	住宅扶助を受けていたことを証する書類（住宅扶助を受けていた場合のみ）	
その他市長が必要と認める書類	適宜	

2 確認事項（以下の内容を確認の上、提出してください）

内容	確認欄 (✓を記入)
<p>1 申請者及び同居する者に、本補助金又は富山市まちなか住宅家賃助成事業補助金の交付を受け、その交付期間を満了した者がいないこと。</p> <p>2 申請時点において、申請者及び同居する者の合計所得月額が44万5千円を超えていないこと。</p> <p>3 次のいずれかに該当する者は、本申請を行うことができないこと。</p> <p>(1) 市区町村税を滞納している者</p> <p>(2) 本申請に関する家賃を滞納している者</p> <p>(3) 暴力団員</p> <p>(4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者</p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適当であると市長が認める者</p> <p>4 次のいずれかに該当するときは、市長が補助金の交付の決定を取り消すことがあること。また、この場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を行わなければならないこと。</p> <p>(1) 偽り、その他不正な手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) 補助金の交付の決定内容、これに付した条件、法令及びこの要綱に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。</p> <p>(3) 補助金の使途が、暴力団の利益になるものと認められるとき。</p> <p>(4) その他市長が相当の理由があると認めたとき。</p>	

1 契約者及び同居する者（申請時点）

氏名	続柄	生年月日	勤務先の名称	住宅手当月額
	本人			円
				円
				円
				円
				円

同居する者に本補助金又は富山市まちなか住宅家賃助成事業補助金の交付を受けた者がいた場合
既交付決定者氏名： 交付期間： 年 月～ 年 月(a)

2 交付期間

始期	転入・転居した月の翌月 (月の初日の場合はその月)	(A)	令和 年 月	(E)	A・B・C・Dのうち 遅い月
	契約期間の始期の翌月 (月の初日の場合はその月) ※CまたはDより6か月以内であること	(B)	令和 年 月		
	児童扶養手当の支給開始年月	(C)	令和 年 月		
	ひとり親家庭等医療費受給資格認定月	(D)	令和 年 月		
終期	Eから3年を経過する月 (例 Eが令和6年4月の場合、令和9年3月)	(F)	令和 年 月	(H)	F・Gのうち遅い月 (又はaの最終月)
	ひとり親等の資格を喪失した月 ※ひとり親等の資格が無くなった場合のみ	(G)	令和 年 月		

3 交付対象期間

始期	E又は前回交付対象期間の最終月の翌月 (例 Eが令和6年4月の場合、2回目は令和7年4月)	(I)	令和 年 月
終期	Iから1年を経過する月 (例 Iが令和6年4月の場合、令和7年3月) ※令和6年3月末までに交付を受けていた場合は、 Iから6か月を経過する月とすることも可能	(J)	令和 年 月
	公共交通沿線居住推進地区外へ転居した月の前月 (月末日の場合はその月) ※公共交通沿線居住推進地区外へ転出・転居した場合のみ	(K)	令和 年 月

4 補助金額の積算

①家賃（月額） ※共益費、駐車場料金等を除く	円
②住宅手当等合計（月額）	円
③差引（①－②） ※千円未満切り捨て	円
④補助額（月額） ※10,000円と③のうち小さい方を記入	円
⑤交付対象期間内の補助対象月数 ※家賃が日割りとなる月や支払いのない月、住宅扶助や家賃減額を受けた月は算入しない	月
⑥交付申請額（④×⑤）	円